

# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

## 謝金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下、当連盟という)の諸事業にて支給する諸謝金に関して、基準を定めることを目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げるとおりとする。ただし、原則としてJOC専任コーチ、本連盟職員は除く。

(支払い方法)

第3条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。やむを得ない事情により現金で支給した場合は、支給対象者は当連盟へ領収証を提出しなければならない。

(源泉徴収)

第4条 当連盟は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(委託・助成事業)

第5条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規程に基づき支給することが出来る。

(その他)

第6条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、理事会の決議をもって支給内容を決めることが出来る。

(別表)

対象者	支給単位	上限額
スポーツドクター	1日	50,000 円
トレーナー、管理栄養士、看護師	1日	30,000 円
コーチ(強化スタッフ)、支援スタッフ	1日	10,000 円
講習会等講師	1コマ(2時間)あたり	10,000 円

(附則)

この規程は 2019 年(令和元年) 9 月 17 日から施行する。